

## J P T E C プロバイダーコース規程

第1条 本規程は一般社団法人 J P T E C 協議会定款施行規則第5条第2項に基づき J P T E C プロバイダーコース（以下「コース」という。）の実施に際し必要な事項を定める。

第2条 コースは座学、実技、実技達成度評価および筆記試験から構成する。

2 座学の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) 外傷総論 外傷の疫学、J P T E C (ロード&ゴー)の概念、外傷システム
- (2) 観察処置総論 外傷傷病者の観察処置の流れ、デモンストレーションと解説
- (3) 観察処置各論 状況評価、初期評価、全身観察、局所観察、詳細観察、継続観察

3 実技の学習内容は、次のとおりとする。

- (1) 観察要領 初期評価-全身観察-詳細・継続観察
- (2) 気道管理
- (3) ヘルメット離脱
- (4) 頸椎カラーの装着
- (5) ログロール
- (6) (腹臥位からの)体位変換
- (7) 全身固定
- (8) 処置 フレイルチェスト、開放性気胸、腸管脱出、穿通性異物、骨盤骨折、止血、骨折肢の固定
- (9) 車外救出
- (10) シナリオステーション 状況評価から詳細・継続観察まで

4 座学および実技の学習内容に付加することは妨げない。

5 座学の一部を J P T E C プロバイダーコース e-learning (以下「e-learning」という。)に置き換えることができる。

6 コースの総時間は7時間以上とする。座学の一部を e-learning とする場合の総時間は6時間以上とする。

7 コースは複数の日に分割して実施することができる。その際コースのすべ

ての内容を3月以内に行わなければならない。

第3条 コース運営担当者はコース開催の2週間以上前に受講者にプレテストを配付する。

2 プレテストはe-learningに置き換えることができる。

第4条 コースの全カリキュラムを修了し、実技の評価を終え、筆記試験に合格した者をJPTECプロバイダーに認定し、修了証を交付する。

第5条 実技達成度評価は、評価表に基づき評価を行う。

2 筆記試験の正答率が75%に満たなかったときは、再試験を行う。

3 正答率が70%以上の者の再試験は、コース世話人（医師）の責任において口頭試問を実施する。

4 正答率が70%に満たなかった者の再試験は、後日、コース世話人の責任において筆記試験を実施する。

5 再試験は1回とし、コース開催日から3月以内実施する。

第6条 コースに指導者、コース運営担当者、コース担当責任医師およびコース世話人を置く。

2 指導者は、JPTECインストラクターまたはJPTECプレインストラクターでなければならない。

3 実技の各ブースに1名以上のJPTECインストラクターである指導者を置く。

4 4名の受講者に1名以上のJPTECインストラクターである指導者を置く。

5 コース運営担当者はコース運営全般を担当する。コース運営担当者は1名とし、JPTECインストラクターでなければならない。

6 コース担当責任医師は、コースでの医学的学習内容の責任者で、修了証および認定証に署名する。コース担当責任医師は1名とし、医師の資格を有するJPTECインストラクターでなければならない。

7 コース世話人は、コースの質を保証する。コース世話人は2名以上とし、指定地域組織の世話人でなければならない。コースの医学的な質を担保する

ため、医師の資格を有する世話人を1名以上置かなければならない。

- 8 コース運営担当者、コース担当責任医師およびコース世話人は、指導者を兼ねることができる。
- 9 コース世話人は、コース運営担当者を兼ねることができる。
- 10 医師の資格を有するコース世話人は、コース担当責任医師を兼ねることができる。

第7条 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則30日前までに、JPTECコース開催申請書（様式1）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に申請しなければならない。

- 2 指定地域組織の代表は、申請のあったコースを指定地域組織の議決機関で審議に付す。指定地域組織の代表は審議に際し疑義が生じたときはコース世話人に報告を求めることができる。
- 3 指定地域組織の代表は、審議結果をコース世話人へ通知する。
- 4 コース世話人またはコース運営担当者は、コース開催日の原則30日後までに、JPTECコース開催結果報告書（様式2）により、コース世話人が所属する指定地域組織の代表および事務局長に結果を報告しなければならない。

#### 附 則

本規程は、平成28年7月1日から施行する。